

通知 NO. 2021-005

OWWAメンバーシップの更新について

関係者各位:

在東京フィリピン共和国大使館労働部は、全てのフィリピン人海外就労者の皆様に対し、OWWAメンバーシップの有効期限を確認し、失効している場合は速やかに更新するようお知らせ致します。

OWWAメンバーシップ加入者は、日本における就労期間中から帰国までの間の保護措置として、有効期間内においては、保険や給付金等の様々な福利事業の受給対象となります。

OWWAメンバーシップの費用は、25米ドルを日本円換算した金額となります(月毎平均為替相場)。有効期間は、1回の更新につき支払い日から2年です(雇用期間や雇用主の変更の有無は問いません)。

更新手続きの詳細については、当部署ホームページ(<https://polotokyo.dole.gov.ph>)又はEメール(polo_tokyopost@yahoo.com.ph)までご連絡ください。

法令遵守にご協力いただき御礼申し上げます。

2021年4月21日

労働アタッシュェ

マリー・ローズ C. エスカラダ

【注記】 受入れ機関・雇用主の皆様

OWWAメンバーシップは、海外労働者福祉庁(Overseas Workers Welfare Administration)が運営するフィリピン人海外就労者の福利厚生を目的とした互助会制度です。フィリピン出国時に強制加入する制度ですが、有効期限は2年です。つきましては、所属のフィリピン人就労者の皆様に対し、有効期限が切れる前に、更新手続きするよう周知お願い申し上げます。(有効期限が切れた後でも条件を満たせば更新可能です)。本件に関するお問い合わせは以下までお願い致します。

フィリピン共和国大使館海外労働事務所/労働部

住所：〒106-8537 東京都港区六本木5-15-5

TEL: 03-6441-0959 (OWWA担当)